

独立行政法人国立文化財機構ハラスメント防止等委員会規程

平成20年3月14日

国立文化財機構規程第72号

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人国立文化財機構（以下「機構」という。）におけるハラスメントの防止等に関する規程第9条に基づき、本部事務局及び各施設（以下「各施設等」という。）に、ハラスメント防止等委員会（以下「委員会」という。）をそれぞれ置き、ハラスメントの防止、発生時の速やかな対応及び適切な処理を行うため、必要な事項を定める。

(役割)

第2条 委員会は、各施設等におけるハラスメントの防止及び対策を実施するために次の各号に掲げる事項を行う。

(1) 苦情相談等に係る事実関係の調査及び認定

各施設等の相談員からの苦情相談等の報告に基づき、当事者及びその他の関係者から事情を適切に聴取する。職員から直接苦情相談等を受けた場合も同様とする。

調査の結果に基づいて苦情相談等の事実の認定を行う。

(2) 被害救済措置等の検討及び報告

前号の調査結果に基づき、ハラスメントの事実が認められる場合は、被害者の救済措置及び二次被害等を防止するための環境改善等の対策についての検討を行い、理事長に報告する。

(3) 加害者に対する処分等の検討及び報告

第1号の調査結果に基づき、ハラスメントの事実が認められる場合は、加害者に対する指導並びに処分の必要性及びその内容について検討し、理事長に報告する。

(4) ハラスメントの防止対策の検討及び実施

ハラスメント防止に関する情報収集並びに職員及び関係者への啓発活動を行い、ハラスメントの防止対策を検討し、実施する。また、相談体制の整備も実施する。

(5) その他各施設等の長が必要と認める事項

2 理事長は、委員会から報告を受けたのち特に必要と認める場合には、委員会に再調査をさせることができる。

(組織)

第3条 本部事務局に置く委員会の委員は、次の各号に掲げる職員を充てるものとする。

(1) 理事のうち理事長が指名する者

(2) 研究調整役のうち理事長が指名する者

- (3) 本部事務局長
- (4) 本部事務局総務企画課長
- (5) 委員会が必要と認める機構外の有識者
- (6) その他委員会が必要と認める者

2 各施設に置く委員会の委員は、次の各号に掲げる職員を充てるものとする。

- (1) 研究職員である副館長、学芸部長又は副所長
- (2) 事務職員である副館長又は部長
- (3) 人事担当の課長
- (4) その他委員会が必要と認める者

3 理事長は、委員が苦情相談等の当事者となった場合は、事実関係の確認の前でも委員からはずすことができる。

(委員長)

第4条 委員長は、前条に定める委員の中から理事長又は各施設の長の指名する者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長が出張又は事故等により欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(任期)

第7条 第3条に定める委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協力体制)

第8条 本部事務局に置く委員会は、各施設に置く委員会が第2条に定める役割を果たせるように密接な連携を図り、必要に応じて助言、指導等を行う。

2 各施設に置く委員会は、第2条に定める役割のうち理事長への報告については、本部事務局に置く委員会を通じて行う。

(合同の委員会)

第9条 理事長は、複数の施設が関係するハラスメントの発生等個々の施設だけでは対応できない特別な場合は、本部事務局と当該施設と合同で委員会を設置し、事態に対応させ

る。この場合における必要な事項は、その都度定める。

(委員の義務)

第10条 委員は、任期中及び任期後において、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 委員は、当事者の名誉及びプライバシーなどの人格権を侵害することのないよう、慎重に行動しなければならない。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、本部事務局においては総務企画課、各施設においては人事担当の課において処理する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成24年4月6日に改正、同日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

2 本規程のうち、「部長」と規定している部分は、奈良文化財研究所研究支援推進部に関しては、平成24年4月1日以降の当分の間、「部次長」と読み替えるものとする。

附 則

1 この規程は、平成25年7月18日に改正、同日から施行し、平成25年7月1日から適用する。

2 平成24年4月6日改正附則第2項を次のように改める。

2 削除